



新座市告示第 22 号

新座市営墓園条例（昭和 60 年新座市条例第 4 号）第 17 条の規定により一般墓所の使用申込者を公募するので、新座市営墓園規則（昭和 60 年新座市規則第 14 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 23 日

新座市長 並 木



1 使用申込者の資格

申請日現在、引き続き住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する本市の住民基本台帳に 3 年以上記録され、かつ、現に埋蔵していない焼骨を所持する祭祀を主宰する者であって、火葬許可証の原本を所持しているものとする。

なお、焼骨は、原則として親族のものとする。

2 公募の期間

令和 8 年 2 月 2 日から年間を通して随時

3 墓所の種別及び区画の数（令和 8 年 1 月 21 日現在。墓所の使用に係るまでに墓所の返還があった場合は、必要に応じ、公募する区画の数を追加するものとする。）

墓所の種別	区画の数
普通墓所	156 区画
芝生墓所	88 区画

4 申込みに必要な書類

- (1) 新座市営墓園墓所使用許可申請書
- (2) 申請者と埋蔵予定者（親族）の関係図
- (3) 3 か月以内に発行された使用申込者の住民票（コピー不可。世帯全員のもので、続柄及び本籍が記載されたもの＜外国籍の方は、国籍記載＞）
- (4) 3 か月以内に発行された使用申込書の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の原本（コピー不可）
- (5) 火葬許可証の原本【火葬済の押印がされているもの】
- (6) 申請者と埋蔵予定者（焼骨）との関係が分かるもの
- (7) 調査等同意書

(8) 提出書類一覧表（チェックリスト）

(9) 埋蔵予定者が申請者の親族でない場合にあっては、申請者が祭祀を主宰する者となった理由書